

**国立大学法人東京大学生産技術研究所**  
**次世代育成オフィス（ONG）学術支援専門職員（特定有期雇用教職員）**  
**募集のお知らせ**

1. 職名・採用人数：学術支援専門職員（特定有期雇用教職員）・1名
2. 職務内容：東京大学生産技術研究所次世代育成オフィス（ONG）では、産学が共同してイノベーションを創出する次世代の人材育成のための教育活動・教育コンテンツの新しいモデルを創り出すことを目的としています。科学技術の社会的意義や役割とともに、学校で学習している教科・科目とのつながり、理解を深めるために、ワークショップなどの教育活動を実施、検証しています。この ONG に関する事業や研究補佐に従事します。具体的な職務内容は、次のとおりです。
  - ・教育活動、ワークショップ、および教育コンテンツの企画立案のサポート
  - ・教育活動のコーディネート
  - ・教育コンテンツの作成およびそのサポート
  - ・アンケート調査などによる効果の測定および検証のサポート
  - ・報告書作成やホームページの更新等、広報普及活動に関する作業
  - ・その他、ONG 関連業務

※本学のリサーチ・アドミニストレーター（URA）（\*）として認定されうる能力を身に付け、将来的には URA として職務に従事いただくことを想定しています。

URA の詳細については、以下 URL にてご確認ください。

\*教員の研究活動の質の向上を図るため、教員とともに研究活動の企画・マネジメント、研究成果の活用促進等を行う専門職のこと。

URL：<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/research/systems-data/ura001.html>

3. 雇用期間：採用日は、採用決定以降、できるだけ早い時期。雇用契約は年度毎（3月31日まで）で、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状態等を考慮のうえ、更新することがあります。試用期間あり（採用日から6月間）。
4. 応募資格：  
以下のすべてを満たす方
  - 1) サイエンスコミュニケーション、あるいは理科・数学教育等の企画・実施の経験を有する方
  - 2) 大学院修士課程修了以上の学力を有する方
  - 3) 学内他学部・研究科等、教育委員会・学校や企業と協働して教育活動を実施できるコミュニケーション能力のある方
  - 4) 英語による文書作成・連絡等を行う能力を有することが望ましい。

5. 勤務場所：東京大学生産技術研究所（東京都目黒区駒場 4-6-1）
6. 勤務日・勤務時間：週 5 日・1 日 7 時間 45 分（9:00～17:30、休憩時間 12:00～12:45）
7. 給与：「東京大学年俸制給与の適用に関する規則」に基づき決定します。経験、業績等を考慮のうえ、月額 30 万円～50 万円の範囲内で支給します。本学の規定を満たす場合には、通勤手当を支給します。
8. 賞与・退職手当：なし
9. 社会保険：各種社会保険完備（健康保険、年金、雇用保険、労災保険）  
※健康保険は文部科学省共済組合、年金は厚生年金保険（国家公務員共済組合）に加入
10. 休日・休暇：  
休日：土日、祝日法に基づく休日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）  
休暇：年次有給休暇、特別休暇（夏季・慶弔など）
11. 提出書類および問合せ先
  - 1) 提出書類 ①履歴書（写真貼付・市販のもので可）  
②職務経歴書（任意様式）
  - 2) 提出期限 平成 31 年 1 月 8 日（火）17:00 必着。但し、書類が届いたものから審査を行い、締切日より前に採用者を決定することがある。
  - 3) 書類提出先：〒153-8505 東京都目黒区駒場 4-6-1  
東京大学生産技術研究所 次世代育成オフィス（ONG）事務局  
電話：03-5452-6024  
e-mail：[ong@iis.u-tokyo.ac.jp](mailto:ong@iis.u-tokyo.ac.jp)  
※封筒に「ONG 学術支援専門職員 応募書類在中」と朱書きのうえ、郵送とのこと。
12. その他：
  - 1) 書類審査後、面接審査（平成 31 年 1 月下旬の予定）を受けていただくことを原則とします。面接を受けていただく方には詳細を連絡します。面接審査に係る交通費・滞在費等は応募者負担となりますので、予めご承知おきください。
  - 2) 応募の秘密は厳守し、応募書類は採用選考の目的以外には使用いたしません。また、応募書類は原則返却しませんので、ご承知おきください。
  - 3) 募集内容については、募集時現在において適用されている就業規則に基づき記載しているため、採用までに規則改正があった場合には、改正後の規則に基づくこととなります。

以上